

長野県透析研究会会則

第1条（名称） 本会は長野県透析研究会と称する。

第2条（所在地） 本会は次の所在地に置く。所在地には事務局を置く。

長野県松本市旭3-1-1

信州大学医学部附属病院血液浄化療法部内

第3条（目的） 本会は透析及び関連諸分野の研究を進め、長野県下の透析の普及と成績の向上を期し、併せて透析患者の福祉向上を図ることを目的とする。

第4条（事業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 研究会、講習会の開催
- (3) 会誌の発行、会員相互の連絡と親睦
- (4) 長野県腎移植推進協議会の支持母体となる
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

- (1) 本会の会員は正会員と賛助会員とし、正会員は原則として本会の目的に賛同する医療従事者とする。正会員の区分は施設会員と個人会員の2種とする。施設会員とは、長野県において透析業務に従事するもの（その加入は施設単位）とする。
- (2) 賛助会員とは、本会の目的に賛同し本会の運営に賛助できるものとし、県内を問わない。
- (3) 本会の会員になろうとするものは長野県透析研究会事務局宛に入会を申請し、総会の承認を得なければならない。
- (4) 年度初め（毎年4月）および会員の登録内容に変更が生じた時には、長野県透析研究会事務局宛に変更内容について申請しなければならない。
- (5) 本会を退会する際には、長野県透析研究会事務局宛に退会を申請しなければならない。

第6条（役員） 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

代表幹事会の互選及び総会の承認により定め、本会を代表し統括する。

(2) 副会長 2名（東北信1名、中南信1名）

代表幹事会の互選及び総会の承認により定め、会長を補佐する。

(3) 代表幹事 約20名

会長に指名された代表幹事選定委員が代表幹事選定委員会を構成し、代表幹事を選定する。代表幹事は代表幹事会を構成し、本会の運営方針を決定、会務を執行する。以下のような構成とする。

医師 16名（東北信、中南信の各8名程度）

看護師 2名

臨床工学技士 3名（長野県臨床工学技士会会長および副会長）

栄養士 1名（長野県栄養士会理事）

その他会長が委嘱した若干名

(4) 監事 2名

代表幹事会において選出し、本会の事業および会計を監査する。

(5) 学術集会大会長 1名

代表幹事会の推薦により、施設代表者会議・総会の承認を経て決定され、学術集会を主催する。

(6) 施設代表者 各施設1名

新年度に各施設で決定し事務局に報告する。

(7) (1)～(4)の役員、代表幹事の任期は、選出翌年度の4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし再選を妨げない。定年を65歳とし、就任時（4月1日時点）65歳未満である事とする。但し代表幹事のうち医師以外は、所属会または所属施設の任期に準ずるものとし定年は定めない。

第7条（総会）

(1) 総会は毎年1回定例会を開催する。必要に応じて臨時会を開催する。

(2) 総会は代表幹事および施設代表者により構成され、下記事項を議決、承認する。

1.事業報告及び会計報告

2.事業計画及び予算案

3.その他、代表幹事会で審議され必要と認められた事項

第8条（会計）

(1) 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって当てる。

(2) 会費は会員施設年会費20,000円、個人会員年会費20,000円、賛助会員年会費30,000円とする。

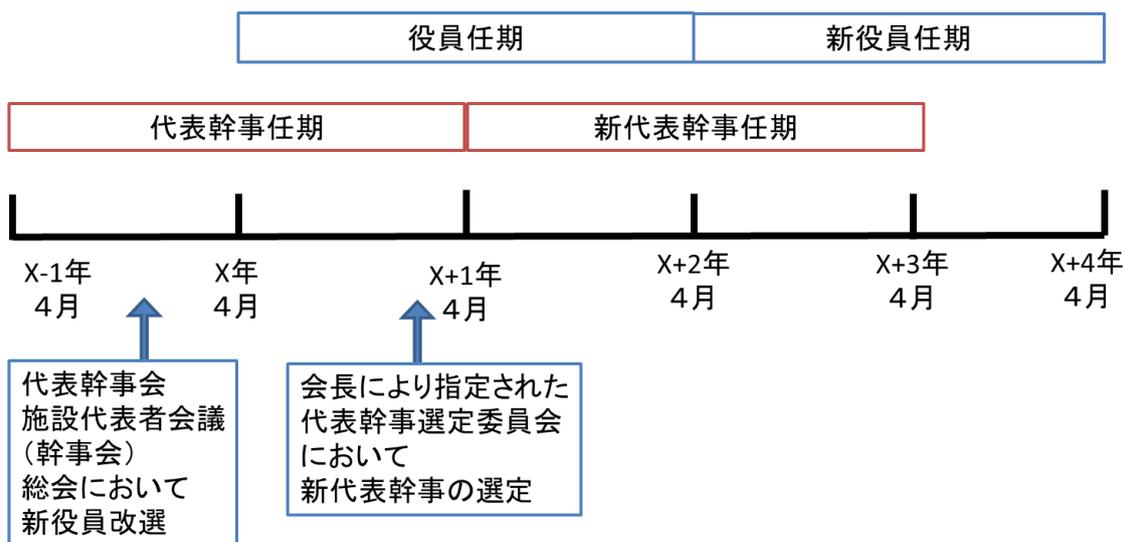
(3) 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第9条（会則変更） 本会則の変更は代表幹事会、施設代表者会議の議決を経て、総会の承認を経て発効する。

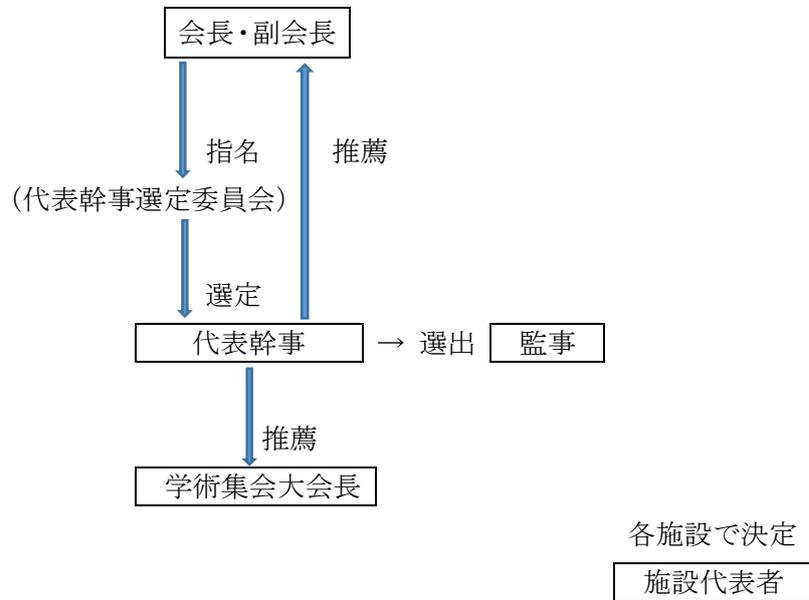
第10条 本会則は令和5年11月10日より施行する。

（平成26年10月5日改定、平成27年11月8日改定、平成28年10月2日改定、平成29年11月12日改定、平成30年11月4日改定、令和元年8月1日改定、令和5年4月1日改定、令和5年11月10日改定）

参考図：各種会議・役員の間連



役員決定のながれ



審議・議決のながれ

